

第41号議案

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

品川区旅館業に関する条例（平成24年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号エ中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(イ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第10号中「手拭い」を「タオル」に改める。

第8条第4号エ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号エに次のように加える。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第4号エに

次のように加える改正規定および次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第8条第4号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、もしくは改築し、または大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(説明) 旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改める必要がある。